

岩手県選挙管理委員会告示第57号

平成22年7月11日執行予定の参議院岩手県選出議員選挙における選挙人名簿の登録等について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定めた。

平成22年6月18日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成22年6月23日（年齢については、同年7月11日）
- 2 登録を行う日 平成22年6月23日
- 3 縦覧に供する期間 平成22年6月24日